

第43回朝霞市民まつり「彩夏祭」

出展ブース

募集要項

出展日

令和8年8月1日（土）～2日（日）



申込締切／令和8年5月8日（金）必着

令和8年4月

朝霞市民まつり実行委員会

1 朝霞市民まつり開催概要

- 名称 第43回朝霞市民まつり「彩夏祭」
- 開催日程 令和8年7月31日（金）から8月2日（日）まで
- 会場 朝霞会場（朝霞中央公園周辺道路）、北朝霞会場（北朝霞公園ほか）
- 主催 朝霞市コミュニティ協議会（朝霞市民まつり実行委員会）
- 後援予定 朝霞市、朝霞市教育委員会、埼玉県、高知県、高知市
- 来場者数 第42回 約71万人（3日間延べ人数）
第41回 約73万人（3日間延べ人数）
第40回 約73万人（3日間延べ人数） 11月4日打ち上げ花火 約26万人
- アクセス 朝霞会場：東武東上線「朝霞駅」徒歩10分
北朝霞会場：東武東上線「朝霞台駅」、JR武蔵野線「北朝霞駅」徒歩10分

2 出展ブース概要

- 出展場所 朝霞会場 朝霞市立総合体育館駐車場（所在：朝霞市青葉台1-8-1）
- 出展日時 令和8年8月1日（土）正午から午後9時まで
8月2日（日）正午から午後7時まで
※荒天等で朝霞市民まつりが中止となった場合の営業は不可
- 募集数 **8ブース** ※会場等の都合により、変更となる場合があります
※レイアウトは別紙参照
- 申込み上限 1団体につき**原則として1ブース**まで
※但し、申込み期間終了時、申込数が募集予定数に達していない場合、1ブースを超える追加の出展を認める場合があります（希望する団体は予め申込書に記載してください）
- 出展料 **270,000円※**（1ブース）（テント・電源等付帯設備込み。次の「3 設備・電源」参照）
- 申込み期間 令和8年4月1日（水）から令和8年5月8日（金）まで
- 申込み方法 朝霞市民まつり実行委員会事務局へ持参、メール又は郵送

3 設備・電源

□設備等

1ブースにつき、以下の設備等を実行委員会が用意します。ブースの間隔は1mとしています。
その他の設備等で出展に必要な物品は、出展者各自で用意してください。下記設備等を紛失、破損等した場合は購入実費を負担していただきます。

	設備等	数量	仕様（予定）
1	テント	1張	W3,600mm×D2,700mm
2	テーブル	1台	W1,800mm×D600mm
3	パイプ椅子	2脚	折りたたみ式
4	蛍光灯	1灯	LED灯
5	表示プレート	1枚	H300mm×W900mm ※テント上部に設置予定
6	電源	1口	15A程度

□電源

- ①ブース内及び会場の照明設備は、実行委員会が一括して供給します
- ②1ブースにつき、15A程度の電源を実行委員会が用意します
- ③通電時間は以下のとおりとします
令和8年8月1日（土）午前10時から午後10時まで
8月2日（日）午前10時から午後8時まで
- ④停電等、いかなる場合においても営業補償は行いません
- ⑤発電機及び発動機等の持ち込み、設置及び使用は一切認めません

4 出展対象等

□出展対象

出展の対象は、次のいずれかに該当するものとします。

- ①企業、団体等のPR
- ②製品や商品、特産品等の展示及び販売（申込者本人が製作又は販売しているもの）
- ③その他、実行委員会が認めるもの

□出展条件

出展を希望する者は、次に掲げる全ての条件に従うこととします。

- ①出展者本人（企業、団体等の場合は代表者）が申し込むこと。（本人以外の出展は認めない。）
- ②実行委員会の指定する期日までに出展料を支払うこと。
- ③出展者説明会に出席すること。
- ④賠償責任保険やPL保険等に参加し、出展によって生じた事故やトラブル等での来場者及び実行委員会等に対する補償に備えること。
- ⑤その他、実行委員会の指示に従うこと。

□出展不可事由

次のいずれかに該当するものは、出展することはできません。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業
- ②公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- ③政治活動、宗教活動に係るもの
- ④人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれのあるもの
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する団体及び構成員によるもの。また、その関係業者を利用したり、役員、使用人等が関係者であるもの
- ⑥直近開催過去3回の彩夏祭において、出展の取り消しを受けたことがあるもの
- ⑦上記に掲げるもののほか、実行委員会が不適切と認めるもの

5 申込み

申込み締切

5月8日（金）必着

《 提出書類 》

第43回朝霞市民まつり「彩夏祭」出展ブース申込書

第43回朝霞市民まつり「彩夏祭」出展ブース誓約書

代表者の顔写真入り公的身分証明書（免許証、パスポート等）の写し

出展する内容、物品等が分かる書類（メニュー表など）

※実行委員会が必要と認める場合は、他のイベント・祭り等への出展内容が分かる書類等を提出していただく場合があります。

※本募集要項の定める内容等に同意した上で申込みください。

※出展申込書の提出は出展を確約するものではありませんので、ご注意ください。

※締切日以降の申込みは、一切受け付けません。

□申込み方法

申込みの際は、上記の提出書類を申込み期間内に、実行委員会事務局に持参、メール又は郵送で提出してください。書類に不備がなく、申込み期間内に提出された場合のみ申込みが完了したものとします。

なお、原則として提出された書類等は返却しません。

○申込み先
朝霞市民まつり実行委員会事務局（朝霞市役所地域づくり支援課内） 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1
○申込み期間
令和8年4月1日（水）から令和8年5月8日（金）まで 最終日必着

□出展の選考

申込み期間終了後、実行委員会で審査・選考し、令和8年5月29日（金）までに、選考結果（出展可否）として「第43回朝霞市民まつり「彩夏祭」出展ブース出展選考結果通知書」を事務担当者にお知らせします。

※5月29日（金）までに選考結果が届かない場合、事務局までお問い合わせください。

6 出展料

出展料入金期限

6月5日（金）

□出展料

出展料は、1ブースにつき270,000円※とします。

選考の結果、出展を許可された者は、選考結果通知書と併せて送付される「出展ブース出展料請求書」に基づき、出展料を令和8年6月5日（金）までに、下記口座に振込んでください。

※出展料の振込みが入金期限までに確認できない場合、出展を辞退したものとみなします。

なお、金融機関等の都合により、入金期限日までに振込みの手続きを行ったが、実行委員会口座での入金確認が、期限日以降となる場合は、振込み手続きを行ったことが分かる書類を入金期限日までに、実行委員会に提出し、併せて確認が可能となる日を実行委員会に伝えてください。

□入金先口座

埼玉りそな銀行 朝霞支店（普）3938054
アサカミンマツリジ ツコウインカイ ジ ツコウインチヨウ ウチダ タツヤ
朝霞市民まつり実行委員会 実行委員長 内田 達也

なお、振込みに際しては、以下の点に留意してください。

- ①申込みの企業・団体名を明記すること。
- ②振込手数料は、申込者が負担すること。
- ③振込明細書をもって、領収書の発行に代えさせていただきます。

□営業補償

- ①既納の出展料は、原則として返金しません。
- ②会場レイアウトの変更や天候不良・社会情勢等による来場者の減少など、実行委員会はいかなる理由であっても営業に関する補償を一切行いません。また、営業物品等の買取りなども一切行いません。
- ③本募集要項に反する行為や実行委員会の指示に従わない場合、出展は即時中止とし、出展料は返金しません。また、出展に関する損害も補償しません。

7 出展者説明会

□日 時 令和8年6月16日（火）午後1時00分から午後2時00分頃まで（予定）

□場 所 朝霞市役所 5階 大会議室（手前）（朝霞市本町1-1-1）（予定）

□内 容 出展ブース位置の決定、出展に当たっての衛生面・消防面等の注意、質疑応答
※出展者説明会には事務担当者又はそれに準じる代理者が必ず参加してください。

※この出展者説明会に欠席した場合、出展を辞退したものとみなします。

なお、特別な事情があると実行委員会が認めた場合は、この限りではありません。

※出展者説明会の詳細は、選考結果通知書と併せてお知らせします。

8 出展許可

□出展許可

出展を許可された者で、出展料の支払いや出展者説明会への出席等の条件を満たした者に、「第43回朝霞市民まつり「彩夏祭」出展ブース出展許可書」を交付します。交付を受けた者は、**出展当日、出展許可書をブース内に備え、求めに応じ提示できるようにしてください。**

□出展許可の取消し

出展の許可を受けた後であっても、許可を受けた者及びその関係者が「4 出展対象等」の出展不可事由のいずれかに該当することが明らかになった場合や実行委員会の指示に従わない場合は、出展許可を取り消します。出展許可の取り消しによって生じた損害等について、実行委員会はその責めを負わないものとします。

なお、出展不可事由の⑤に該当することが明らかとなった場合には、埼玉県暴力団排除条例（平成23年条例第39号）及び朝霞市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）に従い、必要な措置を講じます。

9 各種申請

□各種申請の提出

出展を許可された者は、下記の書類を提出する必要があります。提出先へは実行委員会で取りまとめて提出します。申請書様式や提出方法等の詳細については、出展者説明会等で改めて通知します。この必要な申請書の提出を怠った場合、出展の許可を取り消す場合があります。

なお、下記の申請以外で、出展に当たり国や地方公共団体等への届出や許可が必要となる場合は、予め出展者の責任において手続き等を行ってください。

書類	対象	提出先
暴力団排除に関する誓約書	全ての出展者	朝霞警察署
露店等の開設届出書	火器を使用する出展者	朝霞消防署
消火器位置を含むブース内略図		
臨時出店の概要	飲食物を扱う出展者	朝霞保健所
腸内細菌検査（検便）結果の写し		

※届出関係で変更等が生じた場合は速やかに朝霞市民まつり実行委員会まで連絡してください

10 搬入・搬出等

出展（準備や撤去時を含む）に際しては、実行委員会の指示に従い、以下の事項に関して万全の体制をとってください。

なお、出展者が実行委員会の指示に従わない場合、実行委員会は出展を即時中止させるとともに、次回以降の出展を拒否することができるものとします。

□搬入・搬出について

①搬入時間：8月1日（土）・2日（日）ともに午前9時から午前11時00分まで

②搬出時間：8月1日（土）午後9時30分から午後10時30分まで

2日（日）午後7時30分から午後8時30分まで

※上記時間外での搬入・搬出は認めません。**譲り合っ**ての**搬入・搬出**をお願いします。

□安全

①出展者は、来場者の安全を最優先に考え、刃物、調理器具、火気、熱源等を厳重に管理すること。特に、火器器具を使用する場合は、消火器等の消火用具を必ず備え、事故の防止に努めること。

- ②プロパンガス等を使用する出展者は、機器の点検、使用方法等の安全確認を十分に行い、火災や爆発等の重大な事故の発生の防止に努めるとともに、来場者の安全の確保を最優先にすること。
また、燃料の補給や交換に当たっては、引火物のないことを十分に確認した上で行き、燃料は火気から十分に分離し、保管すること。
- ③発電機及び発動機等の持ち込み、設置及び使用は一切認めない。
- ④その他、実行委員会、消防及び警察等の指導に従うこと。

□衛生

- ①食品等を扱う出展者は、食品衛生法及び関連法令の法規定、衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うとともに、出展者各自が自己の責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないよう十分注意すること。また、衛生管理等については、出展者の責任において対応すること。
- ②保健所の指導により、取扱い食品や作業内容に制限等があるため、出展者において必ず事前に朝霞保健所に問い合わせること。

□環境対策

- ①会場内の美化に注意し、特にブース内及び周囲の清掃について責任をもって行うこと。
- ②出展に伴い発生したごみは出展者各自で持ち帰り、関連法令等を遵守し適切に処分すること。不法な廃棄は厳禁とする。
- ③ごみの排出量を削減し、環境に配慮した出展に努めること。(リユース食器やエコ容器の使用など)
- ④出展終了後はブースの周りの清掃を行い、原状復帰すること。

□その他

- ①出展物品や金品等の管理、保管については、夜間を含め出展者各自で責任をもって行うこと。盗難、損傷等が発生した場合でも実行委員会は一切の責任を負いません。
- ②出展者の行為により火災や食中毒などの損害を賠償すべき事案が発生した場合、出展者各自の責任において誠実に対応すること。
- ③来店者の整列や誘導は出展者各自で行い、対応すること。
- ④出展者の行為により発生した事故等について、実行委員会は一切の責任を負いません。

1 1 駐車場

駐車場は1ブースにつき普通車1台分用意します。駐車場利用者には、実行委員会から駐車券を交付します。駐車場で発生した事故・盗難等のトラブルについて、実行委員会は一切の責任を負いません。

なお、実行委員会が用意する駐車場は、市民まつり開催時、交通規制が実施されるエリアとなります。交通規制時間中の車両の出し入れができません。条件に見合わない場合は、出展者各自の負担で駐車場を用意してください。

- 打ち上げ花火 8月1日(土) 午後7時15分から午後8時15分まで(予定)
- 交通規制 8月1日(土) 正午から午後9時30分まで(予定)
8月2日(日) 正午から午後7時30分まで(予定)
- 駐車場 青葉台公園第二駐車場
- アクセス 朝霞市立総合体育館駐車場から徒歩9分



1 2 その他

- 実行委員会は、荒天のほか特別な事情で市民まつりの中止や時間短縮をする場合がありますが、その際の出展等に係る損害については、一切の責任を負いません。
- 本募集要項に定めのない事項については、実行委員会でその都度決定します。また、補足の必要が生じた場合は、彩夏祭公式ホームページに適宜掲載します。
- 本募集要項は令和8年4月1日現在のものです。社会情勢の変化等により本要項の記載内容が変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

1 3 問い合わせ先

朝霞市民まつり実行委員会事務局（朝霞市役所地域づくり支援課内）

□問合せ先

- 1 【住 所】 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号
- 2 【電 話】 048-463-2645
- 3 【F A X】 048-463-2294
- 4 【メール】 tiiki_sien@city.asaka.lg.jp



□受付時間

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

※メールでのお問い合わせの場合、返信までにお時間をいただく場合があります。